

## 第51回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成30年11月29日（木）14時00分～15時00分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

### 【出席者（敬称略）】

〔委 員〕 下村敏博、吉川正史、村岡悠子、中村幹雄、藤澤清二、岡島保弘、松岡克己、  
森脇誠司

〔実施機関〕 教育指導課長：城野聖一、指導主事：前田伸行、教育総務課主任：牧井望

〔事務局〕 総務部長：大西清隆、総務課長：西田幸彦、同課課長補佐：飯島武暢、  
同課課長補佐：小北敦志、同課主幹：立田久美子、同課主任：塚美代子

### 【議 題】

#### 1 諮問案件に係る答申について

生駒市個人情報保護条例の一部改正について（総務課）

生駒市情報公開条例の一部改正について（総務課）

#### 2 【報告案件】

教育委員会の保有個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子機器等と  
を通信回線を用いて結合することについて（教育指導課）

#### 3 その他

### 【審 議 事 項】

#### 1 諮問案件に係る答申について

生駒市個人情報保護条例の一部改正について（総務課）

生駒市情報公開条例の一部改正について（総務課）

〔結論〕

審議会の意見は、答申案のとおりとする。

〔審議経緯〕

生駒市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）及び生駒市情報公開条例（以下「公  
開条例」という。）の一部を改正することについて、事務局から前回までの審議会の意見を取  
り纏めた答申（案）の説明を受けた。

〔概要〕

生駒市個人情報保護条例の一部改正

#### 1 個人情報の定義について

- ・個人識別符号の定義について【保護条例第2条（定義）第1号】

個人識別符号が含まれる情報が個人情報に該当すること等を明確にするため、個人情報の定義を改正することは適当である。

- ・死者に関する情報について【保護条例第2条（定義）第1号】

今回の条例改正ではできるだけ広く死者の名誉を守るという観点から、個人情報から死者に関する情報を除外せず、今後も引き続き審議することとする。

## 2 要配慮個人情報について

- ・要配慮個人情報の定義について【保護条例第2条（定義）第5号】

要配慮個人情報とされる情報について、その取扱いに特に配慮を要する必要があることから要配慮個人情報の定義を設けることは適当である。

- ・個人情報取扱事務目録への記載について【保護条例第6条（個人情報取扱事務の届出等）第5号】

要配慮個人情報の取扱いについても透明性を図るため、個人情報取扱事務開始届に要配慮個人情報の有無を記載することは適当である。

- ・収集の制限について【保護条例第7条（収集の制限）第2項】

要配慮個人情報の中には、条例第7条の規定に収集を原則禁止としている個人情報以外の病歴や障害等の情報が含まれているが、それらの情報を取り扱う際は、所掌事務の遂行に必要な範囲で保護条例の規定に則して取り扱ってきており、また、要配慮個人情報に係る収集制限について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては規定が設けられておらず、総務省通知では、各地方公共団体の判断に委ねられていることから、今回の条例改正では改正しないことは、適当である。

## 3 電子計算機の結合の制限について【保護条例第10条（電子計算機の結合の制限）】

保護条例は電子機器の結合を禁止しているわけではなく、慎重に対応することとしているものであることから、電子計算機の結合制限を維持することが適当である。

### 生駒市情報公開条例の一部改正

#### 1 行政文書の開示義務における不開示情報である個人が識別される情報の定義について【公開条例第7条（行政文書の開示義務）第1号】

「個人に関する情報」に含まれる「その他の記述等」の内容を明確化するため、定義を改正することは適当である。

#### ○附帯意見

- ・要配慮個人情報の病歴及び障害等の情報について、障がい者又は一人暮らし高齢者の見守りなどの福祉関係の業務で収集制限をかけてしまうと事業を実施できなくなるため、収集の制限は設けず、目的外利用の制限に留めるべきである。

- 2 【報告案件】教育委員会の保有個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子機器等とを通信回線を用いて結合することについて（教育指導課）

文部科学省が策定した「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画」において、すべての小中学校に統合型校務支援システムを整備することが掲げられたことを踏まえ、教員の校務処理に係る負担軽減、災害等による紙文書の個人情報紛失防止のため、統合型校務支援システムを導入し、クラウドサービスを利用することについて教育指導課から報告があった。内容については、文部科学省の要請により奈良県内のすべての県立学校及び市町村立学校にシステムを導入すること、クラウド化による情報の一元管理が可能となり安全に保管できること、システム利用によって教員の事務負担軽減による教育活動の向上が見込まれること、データの暗号化等のセキュリティ対策が確保されていることから、平成19年議答申個第26号の包括諮問事項の類型に該当するため、報告案件とし説明を受けた。

- 3 閉会